

通達甲（備. 災. 救）第3号

昭和51年3月27日

存 続 期 間

各 所属長 殿

警備部長

警視庁救助技能検定規程の運用について

〔沿革〕昭和55年10月 通達甲（備. 災. 救）第2号

平成 5年11月 同（副監. 総. 企. 文）第14号

11年 2月 同（副監. 警. 人2. 人6）第1号

14年 9月 同（副監. 総. 装. 装1）第20号

24年 8月 同（副監. 総. 企. 組）第20号

25年 3月 同（副監. 総. 企. 組）第3号改正

このたび、警視庁救助技能検定規程（昭和51年3月27日訓令甲第9号。以下「規程」という。）が制定され、昭和51年4月1日から施行されることとなつたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

災害及び事故現場における救助技能の習熟は、人命救助活動に必要不可欠のものであることから、新たに救助技能検定制度を設け、職員に正しい救助技能を身に付けさせるとともに、これを普及向上させることによつて、災害及び事故現場における的確な救助活動と二次災害の防止を図ろうとするものである。

第2 検定委員会の委員の指名

警視庁救助技能検定委員会の委員には、次の者をもつて充てる。

災害対策課長、人事第一課長、人事第二課長、教養課長、健康管理本部長、警備第一課長、警備第二課長、各機動隊長、特科車両隊長、警ら総務課長、第一方面本部長及び警備部理事官

第3 運用上の留意事項

1 検定の実施要領（第6条関係）

- (1) 検定実施の細部事項については、その都度、文書をもつて所属長に通知する。
- (2) 所属長は、別表第1の「身体的要件の検査担当区分」に従い、当該所属における受験者を検査し、その結果を別記様式の「救助技能検定受験票」の身体的要件検査事項欄に記入の上、委員長（警視庁特殊救助隊指導班経由）に報告すること。
- (3) 委員長は、別表第1の「身体的要件の検査担当区分」により、健康管理本部長に検査を依頼する。

2 検定科目の基本点及び審査基準（第9条関係）

- (1) 検定におけるそれぞれの科目別基本点は、学科3、実技7の比率とする。
- (2) 救助実技の審査は、別表第2の「救助実技審査表」に基づき行うものとする。

3 合格通知の処理（第10条関係）

所属長は、検定の合格通知を受けたときは、その者の警視庁職員勤務記録表の技能検定欄に、速やかに所要事項を記入すること。この場合、昇級した者については、前級位をまつ消することなく、その右欄に昇級事項を記入すること。

4 検定合格者名簿の送付（第12条関係）

災害対策課長は、救助技能検定合格者名簿の写しを作成し、その者の所属長に送付するものとする。

5 登録

災害対策課長は、検定実施の都度、合格者の所属、階級、氏名、検定種目、級位及び合格年月日を、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

6 二次災害の防止

所属長は、災害及び事故の発生に際し、検定合格者を運用する場合は、体力、技能及び装備の実態を十分考慮し、二次災害の防止に努めること。

別表第1（第3の1関係）

身体的要件の検査担当区分			
検定種目	検査担当区分	身体的要件	
機動救助技能	所属長	(1) 懸垂	6回以上の能力があること。
		(2) 脈はく	100メートル疾走後、平常脈はくに回復する時間が5～7分以内であること。
		(3) 握力	左右40キログラム以上であること
		(4) 単脚直立	10秒以上の能力があること。
	健康管理本部長	(1) 裸眼視力	左右0.7以上であること。
		(2) 肺活量	3500cc以上であること。
水難救助技能	所属長	(3) 血压	最高100以上140以下、最低60以上90以下であること。
		(1) 懸垂	6回以上の能力があること。
		(2) 脈はく	100メートル疾走後、平常脈はくに回復する時間が5～7分以内であること。
		(3) 握力	左右40キログラム以上であること
		(4) 次の水泳能力を有すること。 ア 潜水泳法で10メートル以上（中級以上は15メートル以上） イ 自由な泳法で100メートル以上（中級以上はクロール又は早抜手で300メートル以上）	
	(5) 完全呼吸保留	40秒以上であること。	
	健康管理本部長	(1) 裸眼視力	左右0.7以上であること。
		(2) 肺活量	3500cc以上であること。
(3) 血压		最高100以上140以下、最低60以上90以下であること。	
		(4) 耳、鼻、心臓、肺に疾患のないこと。	

別表第2（第3の2関係）

救助実技審査表（機動・水難）	
項目	内容
救助技術	(1) ロープの結索、結着及び縛着の適否 (2) ロープ等資器材操作手順の適否 (3) 要救助者取扱いの適否 (4) 資器材の設定及び補強措置の適否 (5) 安全確認の適否 (6) 姿勢及び動作の適否
資器材操作	(1) 点検及び調整の適否 (2) 資器材手順の適否 (3) 姿勢及び動作の適否
指揮・指導 (上級に限る。)	(1) 任務付与の適否 (2) 指示及び指導の適否 (3) 安全確認の適否